

生駒市医療費等適正化推進委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市国民健康保険に係る医療費の正しい解析、評価及び保健事業のデータベース化とデータの活用を推進するにあたり、専門家の意見又は助言を求めるため、生駒市医療費等適正化推進委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療費レセプトデータによる医療利用の指標に関する事
- (2) 医療費の分析方法に関する事
- (3) 医療費分析結果の保健事業への活用に関する事
- (4) 医療費分析を市民や医療関係者などへの啓発及び公表に関する事
- (5) その他医療費等の適正化に関し、市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、学識経験のある者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して委員会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 前項の資料には、委員会の参加者が作成するものを含む。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は1年を目途とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、国保医療課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。